がん検診受診の啓発にかかる動画作成及び広報業務仕様書

１．事業名称　　　がん検診受診の啓発にかかる動画作成及び広報業務

２．業務目的

大阪府のがん検診受診率は向上しているものの、依然として全国低位。新型コロナウイルス感染症拡大の中、受診控えによるがん治療の遅れが懸念される。府民の死亡率減少や健康寿命延伸には、Withコロナ時代でも安心して定期的に検診を受けてもらうことが重要である。

そこで、検診受診率も低く、罹患率や死亡率が若い世代で増加傾向にある子宮頸がん・乳がん検診について検診受診を促し、健康に無関心な層も関心を持ち、手軽に正確な知識を得られるようSNS等を活用した広報を展開することで、自らの健康に対する意識づけを促し、検診受診に向けた府民ひとり一人の行動変容につなげる。

３．契約期間

　契約締結日から令和３年12月28日（火）まで

４．業務内容

本事業で実施する業務は次の（１）から（４）とする。なお、業務の実施にあたっては、大阪府（以下「発注者」という。）と十分に協議・調整をすること。

（１）がん検診受診啓発動画の企画・制作

① 動画の主なターゲットは20歳から40歳代の女性とする。

②　動画は、興味・関心を持ちやすい訴求力の高いもので、がん検診に関する基本的な情報を簡潔にまとめていること。

　　③　動画は、がんやがん検診に対する堅苦しいイメージを払しょくし、がん検診の定期受診の重要性を認識してもらえるよう、分かりやすい内容であること。

④　動画を通して、健康に対する意識の希薄な対象層への自らの健康に対する意識づけを促し、検診受診等の行動変容につながるものであること。

⑤　作成する動画は２種類とし、コンセプトは次のア及びイとする。それぞれに示す情報が伝わるようにすること。

**ア　検診を受診したことのない方向けに定期的な検診受診の必要性を認識してもらうもの**

【伝える情報】

動画に盛り込む情報として、（ア）の項目は必ず内容に盛りこみ、（イ）～（ク）の項目

については、そのうち１項目以上を内容に盛り込むこととする。

(ア)　がん検診の受診勧奨

(イ)　日本人の２人に１人は生涯のうちにがんに罹患する。

(ウ)　がんは初期の段階では自覚症状がないことも多い。

(エ)　がんは定期的な検診受診により早期発見が可能である。

(オ)　がん検診はがん種ごとに受診間隔や対象年齢が異なる。

(カ)　検診は市町村の住民健診や職場の検診、人間ドック等で受診できる。

(キ)　住民票のある市町村が実施しているがん検診では、無料～2,000円程度の自己負担で受診できる。

（ク）検診受診案内については、市町村の広報紙・ホームページへの掲載や、受診対象年齢に達した際に、市町村から受診対象者あてハガキや封書が届く場合もある。

**イ　子宮頸がん、乳がん検診受診の必要性を感じているものの検診内容に不安がある方向けに、検査内容を紹介し、不安を払拭するもの**

【伝える情報】

動画に盛り込む内容として、（ア）、(イ)、（ウ）の項目は必ず内容に盛りこみ、（エ）、（オ）の項目については、内容に盛り込むことができるものとする。

（ア）子宮頸がん検診の検査方法は、「視診（※１）」、「細胞診（※２）」、「触診（※３）」で、所要時間は３つの検査をあわせて数分程度。痛みもほとんどない。

（イ）乳がん検診の検査方法は、乳房エックス線検査（マンモグラフィー）。乳房を圧迫し、乳房内の組織の差を写し出す画像検査。生理前は避け、体をリラックスさせるほうが痛みが軽減される。

（ウ） 受診勧奨

(エ)　子宮頸がんは20歳代～30歳代の若い世代でもかかる人が増加、乳がんは30歳代から増加し、40 歳代～50歳代女性のがん死亡原因のトップ

(オ)　子宮頸がん検診は２年に１回、20歳から、乳がん検診は２年に１回40歳から受診対象。

※１視診（膣鏡で子宮頸部の状態を見る）

※２細胞診（子宮頸部の細胞をブラシなどで採取）

※３触診（膣に指を入れて子宮や卵巣の腫れなどないか調べる）

⑥　動画の作成にあたっては、発注者と協議を行い、内容を決定し、画像の加工、音声、ナレーション、テロップ、ＢＧＭの挿入等の編集作業を行うこと。

⑦　基本的には映像のみでも内容が伝わるものとするが、障がいのある人への配慮として、必要であれば字幕をつけること。なお、YouTubeの自動字幕起こしの内容を確認し、正しく文字起こしがされていない部分は編集すること。

⑧　動画の完成までは、本府による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。

⑨　動画の要件・規格については以下のとおりとすること。

|  |  |
| --- | --- |
| 再生時間 | １５秒 |
| 画面縦横比 | １６：９ |
| 解像度 | フルハイビジョン以上 |
| 対応言語 | 日本語 |
| その他 | YouTube、Instagram等の広告に掲載可能なものとする |

⑩　動画の使用年限は限定しないこと。

⑪　他者が保有する資料映像や静止画等を使用する場合は、「６．①著作権及び使用料について」の項目に従うこと。

⑫　コンテンツに記載の法律的根拠については、受託者において法的専門家に確認する等の手

法で担保すること。

⑬　台詞等において、商品の宣伝、反社会的な思想、差別的な表現、公序良俗に反する表現な

ど府の啓　発動画としてふさわしくない内容は盛り込まないよう配慮すること。

⑭　動画に「大阪府健康医療部健康推進室健康づくり課」という表示を入れること。

（提案を求める内容）

・動画の内容（全体構成デザイン、シナリオ、ナレーション、BGM、映像素材の入手等）を提案すること。

・動画制作の計画（体制、スケジュール、費用等）を提案すること。

　　※提案にあたっての留意事項

・動画の主なターゲットである20歳～40歳代の女性が、興味・関心を持ちやすい訴求力の高いもので、がん検診に関する基本的な情報を簡潔にまとめているものであること。

・動画は、がんやがん検診に対する堅苦しいイメージを払しょくし、がん検診の定期受診の重要性を認識してもらえるよう、分かりやすい内容であること。

・動画を通して、健康に対する意識の希薄な対象層への自らの健康に対する意識づけを促し、検診受診等の行動変容につながるものであること。

・動画をYouTube広告で活用することも想定しているので、最初の5秒でスキップされないように対象層が興味をひき、最後まで見てもらえるよう、内容、構成を工夫すること。

（2）YouTubeを活用した広告配信・ウエブサイト誘導業務

　　上記（１）で作成した動画を、話題性、拡散性等を確保するため、YouTube広告を活用して配信すること。また、がん検診受診予約を促すために、府のがん検診ウエブサイトへと誘導を行うものとする。

ア　配信方法

　前項について、投稿動画がインターネット上で広く視聴されるよう目標回数を設定のうえ、「インストリーム広告（スキップ可能な動画広告）」を実施すること。また、「Call-to-Actionオーバーレイ」等を活用して大阪府のがん検診ウエブサイトへの誘導を図ること。

イ　配信期間・回数

令和３年10月１日から11月30日までの期間を目安とし、府と協議のうえ決定すること。その際、表示数は、期間中90万回以上を目標とする。また、広告配信スケジュールを策定すること。

ウ　配信対象

・　年代及び性別　20歳～40歳代の女性が対象

・　広告配信地域　大阪府全域

・　配 信 機 器 スマートホン端末・タブレット・パソコン

エ　その他上記業務に付随する業務

　　その他上記を実施する際に付随する業務を実施すること。

オ　その他留意事項

・広告表示数、広告からのサイト誘導数、視聴者の属性（年齢、地域、地域別、時間帯等）等の分析数値等を報告すること。

・表示数が目標を下回る場合は、受注者の責任において、期間の延長など表示数が目標回数を上回るの方策を実施すること。

（３）　Instagram用ニュースフィードへの広告掲載・ウエブサイト誘導業務

　上記（１）で作成した動画を、話題性、拡散性等を確保するため、Instagram用ニュースフィードを活用して配信すること。また、がん検診受診予約を促すために、「Call-to-Action」等を活用して大阪府がん検診ウエブサイトへと誘導を行うものとする。

ア　配信期間・回数

令和３年10月１日から11月30日までの期間を目安とし、府と協議のうえ決定すること。その際表示数は、期間中90万回以上を目標とする。また、広告配信スケジュールを策定すること。

イ　配信対象

・　年代及び性別　20歳～40歳代の女性が対象

・　広告配信地域　大阪府全域

・　配 信 機 器 スマートホン端末・タブレット・パソコン

ウ　その他上記業務に付随する業務

　　その他上記を実施する際に付随する業務を実施すること。

エ　その他留意事項

・広告表示数、広告からのサイト誘導数、視聴者の属性（年齢、地域、地域別、時間帯等）等の分析数値等を報告すること。

・表示が目標を下回る場合は、受注者の責任において、広告期間の延長など表示回数が目標を上回るための方策を実施すること。

（提案を求める内容）

・ターゲット層への拡散を図るため、（１）で作成した動画について、広告媒体から大阪府のがん検診ウエブサイトへの誘導方法について提案を行うこと。

・令和３年10月１日から11月30日までの間で表示回数が90万回以上となる広告配信スケジュールを提案すること。

　　※提案にあたっての留意事項

・誘導先の大阪府のがん検診ウエブサイトは既存の府のサイトを想定。

（４)　その他（１）で制作した動画を活用した広報戦略の立案及び実施

（１）①で示すターゲット層に対し、（２）～（３）の業務以外に、広く動画が視聴される

ような効果的な広報戦略を立案し、実施すること。また、広告スケジュールを策定すること。

なお、立案・実施にあたっては、以下の例を参考に、様々な要素について検討すること。

・発信する媒体（SNS、サイネージ、ポスター等）

・発信する場所（ショッピングモール、スタジアム、レジャー施設、駅、イベント等）

・発信方法

・発信にあたっての連携・協力先

・拡散手段

・発信する時間帯

・想定される効果（どれだけの府民に届くか）等

（提案を求める内容）

・（１）で示すターゲット層に対し、（２）～（３）の業務以外に、広く動画が視聴されるような広報戦略を立案し、実施すること。

（発信する媒体・場所、発信方法、発信にあたっての連携・協力先、拡散手段、発信する時間帯、想定される効果　等）

・広告スケジュールを策定すること。

　　※提案にあたっての留意事項

・啓発動画を多くの府民に効果的に視聴してもらえる創意工夫を凝らした活用方策であること。

・話題性、拡散性が期待できる活用方策であること。

５．業務進行予定及び体制等の策定

①　計画を立てて進行管理を行うこと。詳細については、事前に発注者と協議すること。

②　スケジュールの進捗状況を、発注者が随時確認可能な業務体制とし、窓口となる担当者を定めること。

③　完成までに発注者による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。動画の作成過程の節目（シナリオ完成時、ナレーション原稿完成時等）においても、発注者にその内容について、報告すること。

（提案を求める内容）

・事業全体のスケジュール及び業務ごとのスケジュールについて、表形式で提案すること。

・動画制作の体制・配置人員を提案すること。

・事業全体を総括する責任者について、既に決定している場合は明記（所属、役職等）すること。また、未定の場合についても、想定している人材の専門分野等に関して提案すること。

　　※提案にあたっての留意事項

　　　・契約期間内に計画的かつ効率的に進行できるような計画・体制とすること。

６．事業全体に係る留意点

①　著作権及び使用料等について

・本事業における企画、映像等一切の著作権料及び使用料等についてはすべて委託金額内に含

むものとする。

・本事業における成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める権利を含む。）につ

いては、発注者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても発注者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作者人格権（著作権法第18条第１項、第19条第１項及び第20条第１項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。

・本事業による成果物については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請

求することができない。

・成果物については、発注者及び発注者から許諾を得た第３者の自由な使用を認める。

・成果物に使用されるすべてのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。

・成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受注者は発注者に生じた損害を賠償しなければならない。

②　施設の利用料等について

　・施設等での撮影にあたっては施設等管理者との協議の上、利用料等が発生する場合は、委

託金額内に含むものとする。

③　学識者等への謝金の支払い等について

・動画の作成にあたり、助言を求めた学識者への謝金の支払い等が発生する場合は、委託金額

に含むものとする。

④　個人情報の保護について

・本事業で制作する動画は公表を前提とするため、個人情報の保護その他法令順守に十分配慮して制作すること。

７.　成果品等（提出物）

①　動画のデータ

　　・DVDディスク　　50枚（DVDとして再生できるもの）

※一般的な家庭用プレーヤーでの再生及びDVDドライブ付パーソナルコンピューターでの再生可能な形式とすること

・配信用データ　　YouTubeやホームページで再生可能な様式（ｍｐ４、WMV、AVI等）

②　実施報告書

　　 事業の詳細な実施状況が確認できるものとする。

８．成果物の提出方法

　　７．で定める成果物については、CD-RまたはDVD-Rにデータ保存し提出するものとし、報告

書については、あわせて紙媒体に出力したものも提出するものとする。

９．成果物の提出先

　　　大阪府　健康医療部　健康推進室　健康づくり課

　　　生活習慣病・がん対策グループ

　　　大阪府大阪市中央区大手前２丁目１番２２号　大阪府庁本館６階

10．再委託

再委託は原則禁止する。ただし、専門性等から本業務の一部を受託事業者において実施することが困難な場合や、自ら実施するより高い効果が期待される場合は、再委託により実施することができる。再委託により実施する場合は、発注者と協議し承認を得ること。

11 その他特記事項

① その他、本仕様に定めのない事項で疑義が生じたときは、担当職員と協議し、その指示によ

ること。

② 業務上知り得た情報を他人に漏らさないこと。

③ 企画提案及び契約の手続きにおいて用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国の通貨によるものとする。